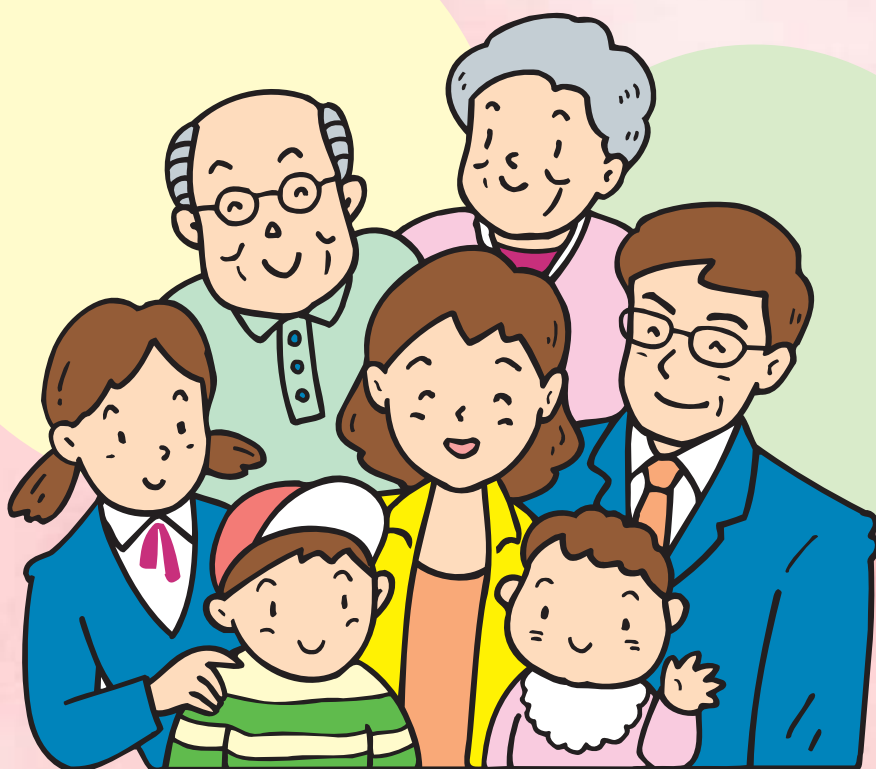


いわき市地域福祉計画 (概要版)

～“誰もが住み慣れた地域で安全で安心して
暮らし続けることができる地域社会”を目指して～



いわき市

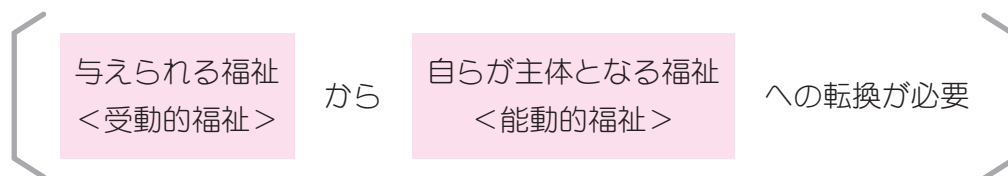
◆ 計画の概要

1 計画策定の背景及び必要性

- 近年の社会経済情勢の変化や、少子高齢化、核家族化の進行等に伴い、市民の意識や価値観が多様化、地域住民相互のつながりが希薄化
- 高齢者の孤独死、子育て家庭の孤立、児童虐待、配偶者等からの暴力、ひきこもりなどの新たな社会問題が発生
- 公的なサービスだけでは対応が極めて難しい状況となっており、地域における住民相互の助け合いや支え合いがますます重要



これからの福祉は、限られた社会的弱者に対する公的なサービスとしてではなく、地域に暮らす様々な人々が抱える生活課題を、地域住民、事業者、行政など地域の様々な主体が互いに協力して解決していくことが必要



「いわき市地域福祉計画」

(=地域福祉の総合的かつ計画的な推進のための基本的な指針)

2 計画策定の目的

本市においては、「市高齢者保健福祉計画」、「新・市障がい者計画」、「新・市子育て支援計画」及び「健康いわき21」など、各対象者別にそれぞれの保健福祉分野に係る行政計画を策定し、保健福祉の推進を図ってきました。

しかしながら、地域住民が抱える多様な生活課題を解決するためには、既存の関連計画に基づく、施策や事業などの公的サービスに加え、地域住民をはじめとした多様な主体が、自ら主体的に参画しながら地域全体で支え合えるようにするための仕組みづくりが求められています。

そのため、本計画では、地域福祉を推進していく上で不可欠な、地域の住民がともに支え合うという意識の醸成、地域を支えるネットワークや環境づくりなどについての基本的な理念や基本目標を定めるとともに、「個人」、「地域（事業者）」、「市」のそれぞれの役割を明らかにし、“一人ひとりが住み慣れた地域の中で、生涯にわたって心豊かに、安心して自立した生活を送ることができる地域社会”を創ることを目的としています。

3 計画の位置づけ

「いわき市地域福祉計画」は、市民福祉の増進のため、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」として、いわき市が策定する行政計画です。

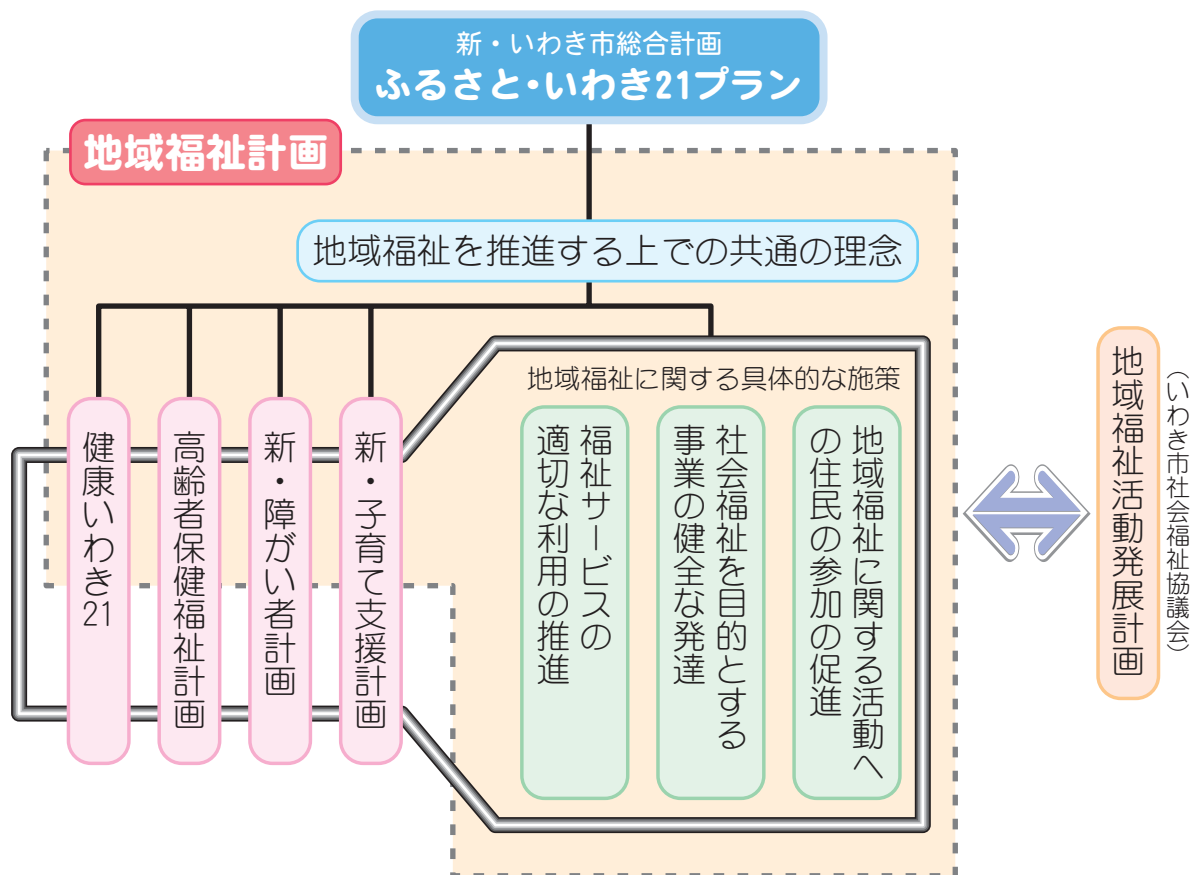
◇ 保健福祉分野の個別計画との関係

本市の保健福祉分野に関する計画としては、高齢者施策分野の「市高齢者保健福祉計画」、障がい者施策分野の「新・市障がい者計画」、児童施策分野の「新・市子育て支援計画」及び保健・健康施策分野の「健康いわき21」があります。

本計画は、これら個別計画が持つ個別・専門的な考え方や取組みを、「地域で暮らす市民」の視点から総合的な連携を図る上位計画として位置づけます。

すなわち、対象者別の個別計画による施策・事業を、誰もが地域で豊かに生活できるために、より効果的に展開していく仕組みづくりを内容としています。

◆ 地域福祉計画の位置づけと個別計画との関連 ◆



：地域福祉計画の範囲

- ・市総合計画と各個別計画に共通の理念を相互につなぐ
- ・各個別計画と一定の整合性・連携を図る
- ・公的サービスの数量的目標は各個別計画において設定

4 協働による計画の策定

計画の策定にあたっては、学識経験者、関係団体のメンバー及び公募委員で構成する「いわき市地域福祉計画策定委員会」と、庁内の関係課長で構成する「いわき市地域福祉計画庁内検討委員会」を設置し、相互に連携して計画の策定を行いました。

また、これら検討組織に加え、地域の日常生活に根ざした住民の方々の生の声をできる限り計画に反映するため、各地域における「地域福祉懇談会」(*)の開催、計画素案に対するパブリックコメントの実施など、計画の素案の段階から市民の皆様との協働により計画づくりを進めました。

※「地域福祉懇談会」を開催しました。

地域福祉計画を策定するにあたって、地域の「生」の声を聞き、その内容を計画に反映していくことを目的に、平成18年7月31日から8月10日まで、7つの地区保健福祉センターの区域を単位として、「地域福祉懇談会」を開催しました。

懇談会の開催手法としては、様々な意見が期待できる「ワークショップ形式」で実施しました。実質的な議論の場を確保するために、1班10名程度で班分けをし、「生活課題」と「課題が生じている理由」を懇談会前半で抽出し、懇談会後半は「課題解決の方法」を「個人」、「地域」、「行政」のそれぞれがどのように役割分担していくか、という形で進めました。

その結果、200名を超える市民の皆様のご参画のもと、ごみ出しのマナーといった身近なものから、災害時の要援護者への対応といった地域でシステム的に取り組む必要があるものまで、それぞれの地域の実情等を踏まえた課題とともに、「個人」、「地域（事業者）」、「行政」という役割分担の中で、それぞれが具体的にどのようなことをしていくのか、について様々な意見が出され、これを出席者自身がとりまとめました。



話し合いの風景

まとめの発表



◆ 計画の基本方針

1 計画の基本理念

誰もが住み慣れた地域で安全で安心して暮らし続けることができる地域社会

2 計画の基本目標（計画推進の4つの柱）

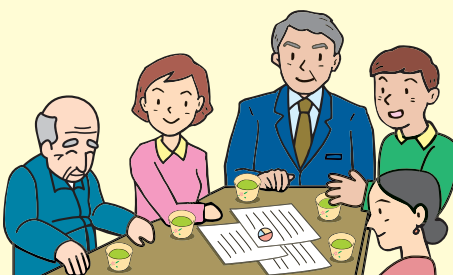
基本目標1 地域を担う人づくり

地域づくりは「人づくり」です。地域福祉を推進するためには、まずそれを担う人材が必要不可欠です。

地域づくりをリードしていく人材や様々な地域活動に協力する人材等の確保、そして、これら地域の課題については、地域の一員としての自覚のもと、地域全体で関わり、その解決の方向性について一人ひとりが考えていくことが求められます。

〔施策の方向〕

- (1) 福祉意識啓発及び広報活動の推進
- (2) 福祉教育の推進
- (3) 必要な知識及び技術の習得・向上
- (4) 地域特性を活かした人材の育成・活用
- (5) ボランティア（NPO）活動の育成・支援



基本目標2 地域を支えるネットワークづくり

地域福祉を担う人材がいても、単独での活動では広がりがありません。地域に住む人どうしのつながりがあってこそ、課題の発見、早期対応が可能になります。

向こう三軒両隣といった、「ご近所づきあい」や地域行事等への参加、市社会福祉協議会地区協議会活動の促進、地域の核として活動されている方等を通じて、地域の基盤づくりを進めていく必要があります。

〔施策の方向〕

- (1) 地域住民の相互理解と協力の実現
- (2) 緊急時・災害時における対策
- (3) 地域住民、事業者及び市との連携・協働



基本目標3 住民一人ひとりに対応した多様なサービスの仕組みづくり

ライフスタイルの変化、価値観の多様化等から、これまでのような行政が提供するサービスのみでは、住民一人ひとりのニーズへの対応が困難になっています。

地域住民それぞれが必要とするサービスを、地域と行政が連携した中で提供できる仕組みづくりをしていく必要があります。

〔施策の方向〕

- (1) サービスの情報提供・相談窓口の確立
- (2) サービス提供者の育成・支援
- (3) サービス利用に係る意識改革
- (4) 利用者主体のサービスの実現
- (5) 保健・医療・福祉など関連分野の連携



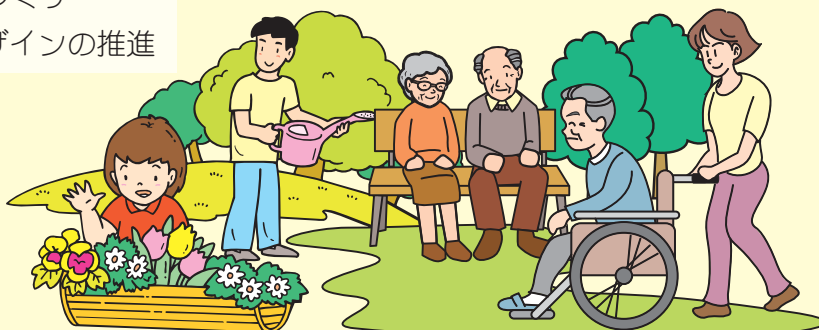
基本目標4 日々の生活の場としての地域環境づくり

誰もが住み慣れた地域で、安全で安心して暮らすことのできる「生活の場」としての整備を進める必要があります。

災害に備えた自主防災組織の促進や、地域の様々な人々が交流し、ふれあいの中から連帯感を醸成していく場づくり、また、ユニバーサルデザインに基づくまちづくりなど、生活者起点の環境整備を行っていく必要があります。

〔施策の方向〕

- (1) 交流・連帯の場づくり
- (2) ユニバーサルデザインの推進



3 地域福祉計画の体系

〔基本理念〕

誰もが住み慣れた地域で安全で安心して暮らし続けることができる地域社会

〔基本目標〕

1 地域を担う人づくり

- 福祉意識啓発及び広報活動の推進
- 福祉教育の推進
- 必要な知識及び技術の習得・向上
- 地域特性を活かした人材の育成・活用
- ボランティア(NPO)活動の育成・支援

2 地域を支えるネットワークづくり

- 地域住民の相互理解と協力の実現
- 緊急時・災害時における対策
- 地域住民、事業者及び市との連携・協働

3 住民一人ひとりに対応した多様なサービスの仕組みづくり

- サービスの情報提供・相談窓口の確立
- サービス提供者の育成・支援
- サービス利用に係る意識改革
- 利用者主体のサービスの実現
- 保健・医療・福祉など関連分野の連携

4 日々の生活の場としての地域環境づくり

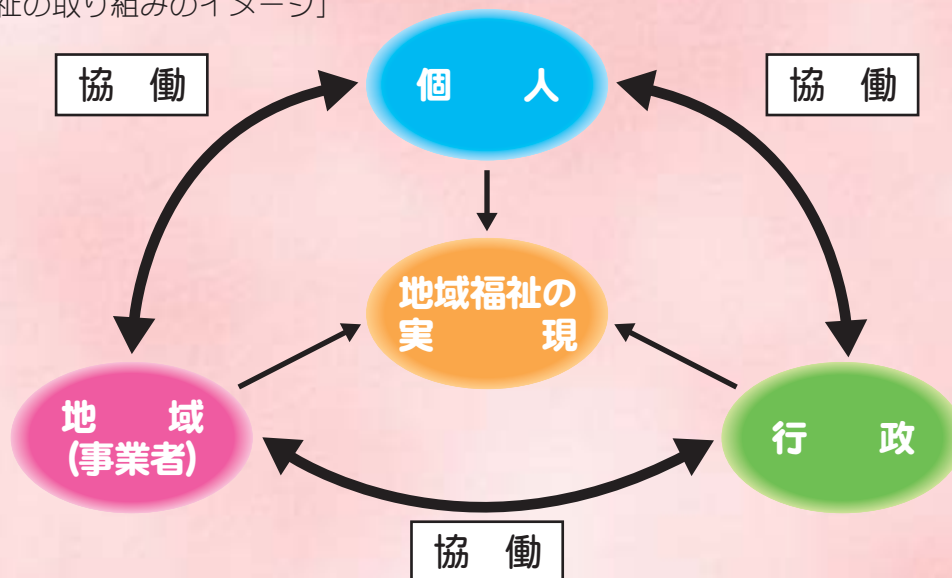
- 交流・連帯の場づくり
- ユニバーサルデザインの推進

◆ 計画の推進

地域福祉計画は、地域に住む私たち自身が、「生活者起点」の目線で、「生活の舞台」である地域を見つめ直し、「自らの地域は自ら考え、自らつくっていく」との考えのもと、市民、地域、行政が「協働」の取り組みを進めて行くうえでの基本的な指針となるものです。

この計画に規定する内容の推進を図っていく中で、役割分担の見直しや新たな考えの反映等を、「協働」の仕組みで進めていく必要があります。

[地域福祉の取り組みのイメージ]



また、広域な本市においては地区ごとに抱える課題や状況は様々です。

したがって、今後、本計画の推進状況を踏まえながら、自らが生活する地域の特性や実情に即した、より身近で実効性のある「地区別地域福祉計画」の策定に向けた検討をしていく必要があると考えます。

また、「市高齢者保健福祉計画」、「新・市障がい者計画」、「新・市子育て支援計画」及び「健康いわき21」など、各個別計画の改定の際には、本計画の理念を踏まえ、一層の地域福祉の推進に資する内容とするとともに、具体的な施策、事業についても計画の具現化を図るものとして展開し、本市の目指すべき福祉社会の実現に向けた取り組みを進めていくこととします。

いわき市地域福祉計画（概要版） 平成19年3月発行

●発行 いわき市

●編集 いわき市保健福祉部保健福祉課

〒970-8686 いわき市平字梅本21番地

電話番号 0246 (22) 7450